

国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム実施規約

平成 28 年 11 月 11 日制定
令和 2 年 11 月 18 日一部改訂
令和 7 年 11 月 6 日一部改訂

(目的)

第1条

国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム実施規約（以下「本規約」という。）は、国立公園オフィシャルパートナーシッププログラム（以下「本プログラム」という。）に参加するすべての企業・団体が活動を行うにあたり、遵守すべき事項を定めるものです。

(プログラムの趣旨)

第2条

本プログラムは、環境省と企業・団体（以下「企業等」という。）が相互に協力し、日本が世界に誇る国立公園の美しい景観と、国立公園に滞在する魅力を世界に向けて発信することや国立公園の保護と利用に関する取組を行うことにより、国内外からの国立公園利用者の拡大、人々の自然環境の保全への理解の深化及び国立公園の保護と利用の好循環を生み出し、国立公園の所在する地域の活性化につなげるために実施するものです。

(取組案の提案)

第3条

1 国立公園オフィシャルパートナーシップ（以下「パートナーシップ」という。）の締結を求める企業等（以下「提案企業等」という。）は、次項に掲げる項目を記載した提案書（以下「提案書」という。）を環境大臣に提出することができます。提案書は、別記様式第1によることとします。ただし、提案企業等は、次の各号のいずれにも該当することを要件とします。

(1) 政治団体又は宗教団体でないこと。

(2) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

2 提案書には、以下の項目を記載します。

(1) 令和12年までに実施する国立公園の魅力発信、景観の保護、施設の維

持管理、適正利用の推進等に係る取組（以下「取組」という。）の概要

(2) 当年の取組予定の内容（当年 11 月 1 日から 12 月末日までに提案を行う場合は、翌年末までの内容とします。）

(3) (2) の取組による効果の見込み

3 提案書には以下の資料を添付します。

(1) 提案企業等の概要（設立年月日、資本金、事業所の名称、従業員数及び主要製品（又はサービス）名、事業規模等）を示す資料

(2) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書又はこれに準ずる書類

(3) 前項（1）の取組の参考資料、同項（3）の効果を算出する根拠を示す資料

（パートナーシップの締結）

第4条

1 環境大臣は、前条による提案があった場合において、提案書に記載された内容が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その提案企業等とパートナーシップを締結することができます。

(1) 日本の国立公園の魅力を国内外に広く発信するものであること

(2) 日本の国立公園の魅力を適切かつ効果的に伝えるものであること

(3) 日本の国立公園の保護と利用の好循環の実現に寄与するものであること

(4) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること

2 パートナーシップは、環境大臣及びパートナーシップを締結する企業等（以下「パートナー企業等」という。）の代表による締結書の取り交わしにより発効します。締結書は別記様式第2によることとします。

3 締結書は、2通作成し、環境省及びパートナー企業等それぞれが1通ずつ保管することとします。

（ロゴマークの使用）

第5条

パートナー企業等は、「国立公園オフィシャルパートナーロゴマーク使用規約」（以下「ロゴマーク使用規約」という。）に従い、国立公園オフィシャルパートナーロゴマークを無償で使用することができます。

（取組実績の報告等）

第6条

1 パートナー企業等は、前年の取組実績（国立公園オフィシャルパートナーロゴマークの使用実績等を含む。）と当年の取組予定の内容を、毎年1月末

日までに、環境省に報告します。報告書は別記様式第3によることとします。

- 2 前項に基づき報告された内容は、環境省のウェブサイト、SNS等により、公表することがあります。

(締結の期間)

第7条

第4条第1項の締結の有効期間は、締結した日から令和12年12月末日までとします。

(是正の要求)

第8条

環境大臣は、パートナー企業等又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該パートナー企業等に対し、是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) ロゴマーク使用規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (3) その他、本プログラムの趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

(パートナーシップの解消等)

第9条

- 1 環境大臣は、次に掲げる場合には、パートナーシップを解消することができます。

- (1) 不正の手段により第4条第1項の締結を行った場合
- (2) 第6条第1項の報告が行われないなど、パートナー企業等の取組が不十分であると認められた場合
- (3) パートナー企業等に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合
- (4) 環境大臣からの是正の要求に応じなかった場合
- (5) その他、解消に合理的な理由があると環境大臣が認めた場合

- 2 次に掲げるときには、パートナーシップは効力を失います。

- (1) 環境大臣が前項の規定に基づきパートナーシップを解消する旨、パートナー企業等に伝達したとき
- (2) 倒産、解散、合併その他の理由によりパートナー企業等が消滅したとき
- (3) パートナー企業等がパートナーシップの解消を申し出て、環境大臣との間で合意が得られたとき

- 3 パートナー企業等は、前項第2号に該当するに至ったときは、その旨を環境大臣に報告しなければなりません。

(規約の改訂等)

第 10 条

- 1 本規約は、環境省により必要に応じて改訂される場合があります。その場合は、改訂後にパートナー企業等に通知します。
- 2 本規約の改訂によりパートナー企業等に不利益が生じた場合も、環境省はその責任を負うものではありません。

附則

本規約は、平成 28 年 11 月 11 日から施行します。